

日本弁護士連合会と(独)日本貿易振興機構の「中小企業 海外展開支援に関する覚書」締結にあたって

近年、中小企業が自らの製品やサービスを海外市場に展開したいとの意欲は、急速に高まってきています。我が国経済にとって、こうした中小企業の海外展開を通じ、海外の成長を取り込んでいくことが、最優先課題となっております。

一方、海外市場では、現地の法制度が不透明であったり、商習慣が異なることなどにより、中小企業が法律面での問題に直面するケースも増加しております。

こうした中、この度、日本弁護士連合会が、(独)日本貿易振興機構と覚書を締結し、海外展開に取り組む中小企業に対する法的なサポートに取り組まれることは、まさに中小企業のニーズに応えるものとして、時宜を得たものと考えます。

今般の覚書の締結をきっかけに、法律面での専門的知見を有する日本弁護士連合会と、海外に幅広いネットワークを有する(独)日本貿易振興機構が緊密に連携し、互いの強みを組み合わせた質の高い支援を中小企業に提供されることを強く期待します。

平成24年5月16日

経済産業大臣 枝野 幸男